

草加市告示第157号

公募型見積合せ公告

公募型見積合せを行うので公告する。

令和6年(2024年)3月8日

草加市長 瀬戸 百合子

1 対象案件

- (1) 案件名 新田西文化センター自動販売機設置場所貸付け
- (2) 設計図書の入手方法

草加市ホームページ→「事業者・仕事」→「入札・契約」→「見積合わせ(随意契約)情報」→「教育委員会が行う見積合わせ(随意契約)に参加する事業者を募集します」からダウンロードすること。

2 見積合せに参加する者に必要な要件

公告日の前日において、次の条件を全て満たしていること。

登録業種等	名簿への登録業種	要件なし
	登録事業所	
契約実績等	発注者	要件なし
	契約内容	
	契約時期	
	契約件数	
	その他	
その他	—	別添募集要項のとおり
	—	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
	—	公告の日から入札日までの期間に草加市の指名停止等の処置を受けていない者
	—	会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、裁判所からの更生又は再生手続開始決定がされており、かつ、公告日において本市の再審査を受け、競争入札参加資格を有す者は対象とする。

### 3 日程と提出書類

仕様書に対する質問について	
提出期限	令和6年(2024年)3月13日(水) 午後1時00分
提出方法	持参又は電子ファイルを電子メールに添付し送信すること。 ※電子メールにより、提出する場合には、送信後、電話連絡により総務企画課に知らせること。
提出書類	様式は自由とする。(代表者印を押印したもの)
回答方法	草加市ホームページにて回答を掲載する。
応募書類の提出について	
提出期限	令和6年(2024年)3月15日(金) 午後5時00分
提出場所	ぶぎん草加ビル(草加市高砂2-1-7)4階 総務企画課
提出方法等	持参又は郵送 ※郵送の場合は書留等、上記提出先への到着日時の記録が残る方法により送付すること。
提出書類	1. 応募価格提案書 2. 法人の場合は営業所在地の法人市(区)町村税、個人事業主の場合は市(区)町村民税の納税証明書 3. 仕様に基づいて設置する自動販売機のカatalog
結果等の連絡について	
設置者のみに連絡する。 なお、結果は後日草加市ホームページで公表する。	

### 4 受注者の決定方法

提出された応募書類の審査の後、最高の納付割合で申込みを行った者を設置者として決定する。ただし、設置する自動販売機種、販売品内容等により、最高の納付割合であっても選考されない場合もある。(市販されていない商品以外の販売品等)

最高となる納付割合での申込みが2者以上ある場合は、後日、当該応募者立会いのもと、くじにより設置者を決定する。

なお、証明書類等の提出がない場合の応募申込みは無効とする。

### 5 仕様書内容・公募型見積合わせに関する問合せ

草加市教育委員会 教育総務部総務企画課 財務係

Tel: 048-922-2619 (直通) Fax: 048-928-1178

E-mail: somukikakuka@city.soka.saitama.jp (質問書の提出先)

# 自動販売機設置場所貸付けに係る仕様書

1 件 名 新田西文化センター自動販売機設置場所貸付け

## 2 設置場所等

- (1) 住所 草加市清門三丁目49番地1  
草加市立新田西文化センター1階自販機コーナー  
別紙、設置位置図のとおり
- (2) 貸付面積（設置台数）  
面積 1.6㎡以内（W1600×D950）  
台数 1台  
※ 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。
- (3) 開館日時 年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除く日の  
午前8時30分から午後9時30分まで

## 3 貸付期間

令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで（3年間）

## 4 契約について

本件の契約については、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとなり、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約となります。

## 5 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置業者」という。）の遵守事項

- (1) 自動販売機の大きさ  
別紙の設置位置図に示す設置可能範囲に設置できるものとする。
- (2) 自動販売機のデザイン  
ユニバーサルデザイン（バリアフリー）仕様のものであること。
- (3) 自動販売機の環境対応
  - ① 「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」及び「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。
  - ② ノンフロン対応機とすること。
- (4) 自動販売機の機能
  - ① 電子マネー対応機とすること。
  - ② 災害対応自動販売機（バッテリー搭載型）とすること。

(5) 安全対策

- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講ずること。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- ③ 防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
- ④ 自動販売機のコンセント抜取り等のいたずら防止対策を講ずること。

(6) 回収ボックスの設置

- ① 空き容器の回収ボックスは、自動販売機1台に1個以上の割合で自動販売機わきに設置すること。
- ② 回収ボックスの容量は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり、周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。
- ③ 回収ボックスには、販売品容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、投入口は一般ゴミが入りにくい形状とするなどして、一般ゴミの混入防止を図ること。

(7) 自動販売機の設置及び管理運営

- ① 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。また、これらの実施に当たっては、安全対策に万全を期し、新田西文化センター利用者の支障にならないように十分配慮すること。
- ② 消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- ③ 専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- ④ 回収ボックスが満杯となる前に、使用済み容器等を回収し、施設外に持ち出した後は、関係法令に基づいて適切に処理すること。
- ⑤ 自動販売機の設置及び管理運営に伴う各作業の履行時においては、当該作業員は施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。また、必ず名札を着用すること。
- ⑥ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置業者の責において

対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## 6 販売商品の種類等

- (1) 種類 飲料品（乳飲料を含む）とする。酒類の販売は行わないこと。
- (2) 価格 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 商品 販売する商品は、草加市の承諾を得ること。
- (4) 品質 極端に賞味（消費）期限が近いものを販売しないこと。

## 7 設置業者費用負担

設置業者が負担すべき費用は次のとおりとする。

なお、納付割合は売上金額のうち、設置業者が草加市に納める額の割合であり、単位は%（パーセント）とする。

なお、支払額は円単位とする（小数点以下は切り捨て）

### (1) 貸付料

自動販売機設置場所の貸付けに掛かる費用で、1か月当たりの貸付料は次の式により算出される。

なお、使用期間が1か月に満たないときは、次の式で算出された貸付料を日割によって計算した額を貸付料とする。

$$\text{貸付料} = \frac{\text{基本料} + \text{売上変動分} (1 \text{ か月の売上金額} \times \text{納付割合} \times 1.1 (\text{消費税率}))}{\text{電気料} (自動販売機が使用した分)}$$

※売上変動分については、消費税及び地方消費税の税率改定があった場合、当該改定された率とする。

#### ① 基本料

基本料	1か月当たり 4,780円
-----	---------------

#### ② 納付割合

納付割合は、設置希望者自らが算出し、応募価格提案書（別紙様式）に記入した数字（小数点第2位までの数字及び%で表示する。）とする。

#### ③ 納付方法

年2回払いとする。

納付は、4月から9月分を前期分として、10月から翌年3月分を後期分として納付期限までに行うものとする。

## (2) 電気料

設置業者が自ら設置した子メーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限り。）により計測した電気使用量に基づき計算した額とする。

電気料の計算方法は、自動販売機の電気使用量を施設の電気使用量で除した値に施設の電気料金を乗じて得た額とする。

## (3) 設置費等

① 自動販売機の設置、維持管理及び撤去（原状回復含む）に係る費用は、設置業者が負担する。

※ 電気使用量を計測するための子メーター、回収ボックス、コンセント抜取り防止、その他の付属品の設置費用及び工事費等を含む。

② 設置に当たっては、草加市の指示に従うものとする。

## 8 報告

設置業者は、毎月10日までに、設置した自販機に係る次の事項を報告すること。

- (1) 前月分の売上数及び売上金額
- (2) 前月分の電気使用量
- (3) その他、草加市に報告すべき事項

## 9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して草加市の確認を受けなければならない。

## 10 自動販売機設置に伴う事故

草加市の責に帰する事由による場合を除き、設置業者がその責を負う。

## 11 商品等の盗難及び破損

- (1) 草加市の責に帰することが明らかな場合を除き、草加市はその責を負わない。
- (2) 商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、設置業者の負担により速やかに復旧しなければならない。

## 12 禁止事項

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用してはならない。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。
- (3) 賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

### 13 災害時の対応

大規模災害時には、自動販売機内の商品を無料で提供すること。

※ 提供方法については、草加市と協議することとする。

### 14 その他

- (1) 仕様書に書かれていない事項については、担当者と協議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）また業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受注者及び受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

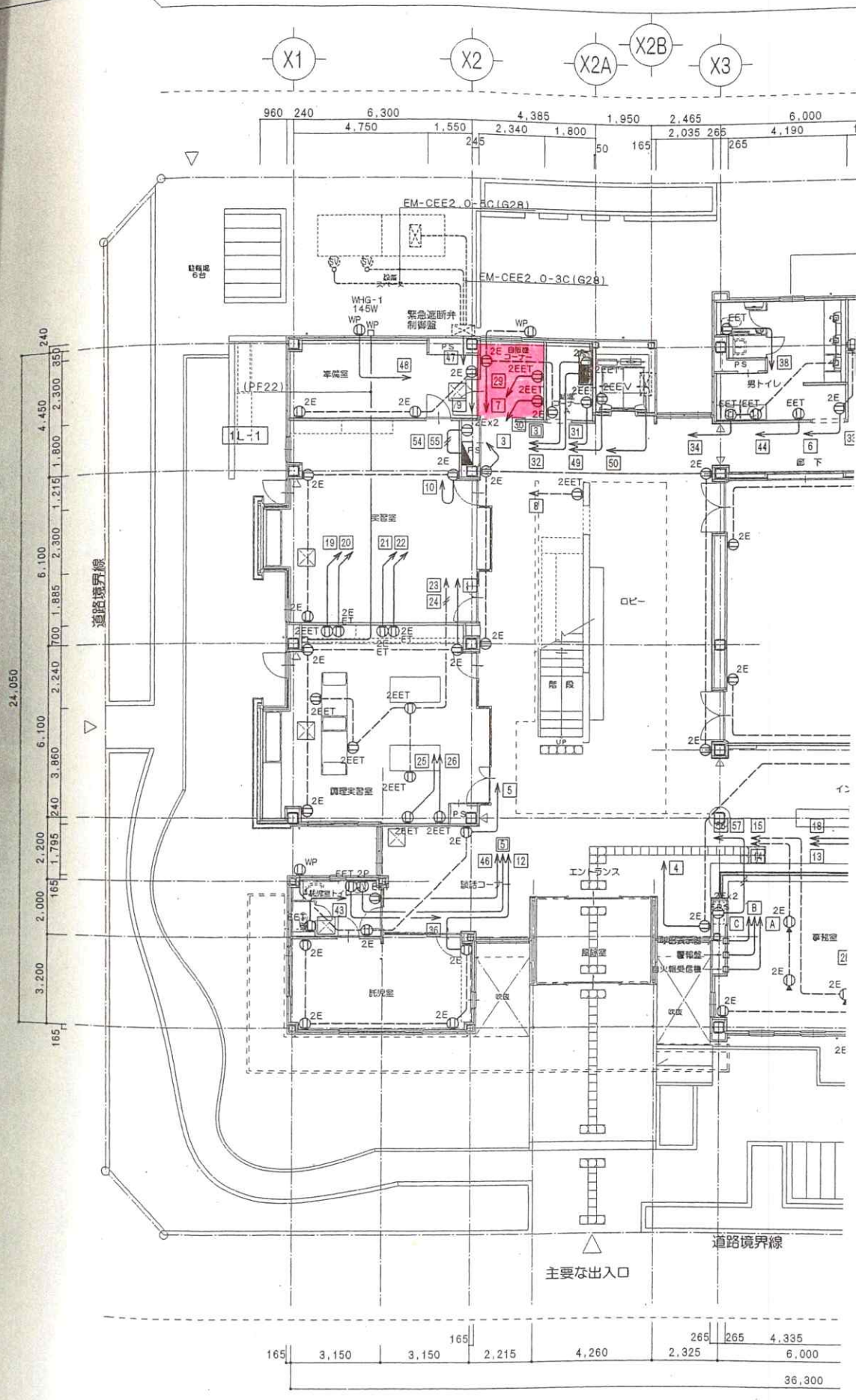
### 15 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）  
草加教育委員会総務企画課 財務係  
電 話 048-922-2619（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先  
草加市立新田西文化センター 初田  
電 話 048-942-0778（直通）





地下中央屋



Consulting  
**USING PRO**

株式会社 マルタ設計  
 東京都千代田区北千住 3-8  
 TEL 03-3556-6688 内  
 一般建築士事務所登録東京都第2850号  
 一般建築士 233100号 丸田 誠

# 新田西文化センター自動販売機設置事業者募集要項

草加市立新田西文化センターが行う自動販売機設置事業者（以下「設置業者」という。）の募集に参加される方は、本募集要項のほか、仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

## 1 目的

草加市立新田西文化センターへの飲料自動販売機の設置

## 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

## 3 契約について

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積  
仕様書参照のこと
- (3) 貸付期間  
令和6年(2024年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで（3年間）

## 4 応募申込手続

- (1) 必要書類（各1部）
  - ① 応募申込書（別紙所定様式）
  - ② 応募価格提案書（別紙所定様式）
  - ③ 法人の場合は営業所在地の法人市（区）町村税、個人事業主の場合は市（区）町村民税の納税証明書
  - ④ 設置する自動販売機のカatalog  
※③については、発行可能な直近年度の原本とする。

## (2) 申込について

上記の必要書類を次の提出先へ持参して申し込んでください（郵送による申込みは受付いたしません。）。

### [申込受付期間]

令和6年(2024年)3月8日(金)から令和6年(2024年)3月15日(金)まで(土・日を除く。)

午前8時30分から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

### [提出先]

草加市高砂2丁目1番7号(ぶぎん草加ビル4階)

草加市教育委員会 教育総務部総務企画課 財務係

## (3) 注意事項等

- ① 郵送、電話、ファクス、インターネットによる受付は行いません。
- ② 一度申込を受理した後は、申込み物件の変更や取消しはできません。

## 5 設置業者の決定方法

- (1) 提出された応募書類の審査の後、最高の納付率で申込みを行った者を設置事業者として決定します。

ただし、設置する自動販売機の規格や性能、市販されていない商品の販売など仕様書と異なる場合には、最高の納付割合であっても選考されない場合があります。

- (2) 最高となる納付率での申込みが2者以上ある場合は、後日、当該応募者立会いのもと、くじにより設置事業者を決定します。

## 6 契約

落札者決定後、令和6年(2024年)4月1日(月)に、落札した者と市有財産賃貸借契約書を締結する。

## 7 問合せ先

〒340-0015

草加市高砂2丁目1番7号(ぶぎん草加ビル4階)

草加市教育委員会 教育総務部総務企画課 財務係

TEL : 048-922-2619 (直通)

《参考》今回の貸付けは、自動販売機の設置台数を2台から1台に削減します。

令和6年3月31日までは2台設置。

令和4年度売上数 (令和4年4月～令和5年3月)	
物件番号1	3, 265本
物件番号2	1, 246本

物件番号1・2の1か月の平均電気料金	
令和4年10月～令和5年3月	
1か月	1台 約5, 400円
令和5年4月～令和5年9月	
1か月	1台 約2, 000円

受付番号	
------	--

(別紙様式)

令和 年 月 日

応募申込書

草加市長あて

「新田西文化センター自動販売機設置事業者募集要項」により、応募申込みいたします。

なお、同要項2の応募者資格要件を満たしていることを誓約します。

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

事務担当者

所属部署

氏名

電話

FAX

メールアドレス

応募申込書等受付書（新田西文化センター）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 様

「新田西文化センター自動販売機設置事業者募集要項」に基づく応募申込書等を受け付けました。

令和6年(2024) 月 日 草加市教育委員会教育総務部総務企画課

(別紙様式)

令和 年 月 日

応 募 価 格 提 案 書

草加市長あて

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

1 件名 新田西文化センター自動販売機設置場所貸付け

2 貸付料

納付割合 ※小数点第2位までの 数字で記入のこと	売上の		%
--------------------------------	-----	--	---

【提案納付割合の説明】

納付割合は、売上のうちの何パーセントを貸付料の一部としてお支払いいただけるかという割合で、この数字が最も大きな事業者が設置事業者として選定されます。提案者が毎月支払う貸付料は次の式により算出された額となります。

月々の貸付料 = 基本料 + 売上変動分 (1か月の売上金額 × 納付割合 × 1.1 (消費税率)) + 電気料 (自動販売機が使用した分)

※売上変動分については、消費税及び地方消費税の税率改定があった場合、当該改定された率とする。

本件の基本料は、次のとおりとする。

基本料	1か月当たり 4,780円
-----	---------------

3 設置業者の費用負担について

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用
- (2) 電気使用量を計測するためのメーター設置費用